

2019年（第49回）山陰中央新報社杯島根県アマチュアゴルフ選手権競技

（兼 第74回国民体育大会ゴルフ競技島根県最終予選、第49回中国アマチュアゴルフ選手権島根県予選、第35回全国都道府県対抗アマチュアゴルフ選手権島根県予選）

主 催：(株)山陰中央新報社
中国ゴルフ連盟
島根県教育委員会
(公財)島根県体育協会
主 管：島根県ゴルフ協会
協 賛：JA 共済、(株)ダンロップスポ
ーツマーケティング

◎競技の条件◎

開 催 日：2019年5月14.15日(火.水)

開催コース：金城カントリークラブ

1. ゴルフ規則

(公財)日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則(2019年1月施行)および本競技ローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 競技の終了時点

(1)決勝競技

競技の結果は競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了となる。

(2)予選競技

競技の結果は成績表が競技会場の掲示板に掲載されたときに最終となる。

4. スコアカードの提出

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーは競技委員にその意思を告げなければならず、そしてすぐ戻らなければならない。

◎ローカルルール◎

1. アウトオブバウンズ(規則 18.2)

(1)アウトオブバウンズ(OB)は白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。

(2)現にプレーしているホールのアウトオブバウンズの境界を越えて、他のホールではインバウンズとなるコースの別の部分に止まったとしてもアウトオブバウンズである。

2. ペナルティーエリア(規則 17)

球が2番、8番、16番ホールに設置してあるペナルティーエリアにある場合、(見つかっていないが球がそのペナルティーエリアに止まったことが分かっている、または事実上確実である場合)プレーヤーは次の選択肢がある。それぞれ1罰打。

(1)規則 17.1に基づき救済を受ける。

(2)元の球か別の球をペナルティーエリアのためのドロップゾーンにドロップする。ドロップゾーンは救済エリアであり、球はその救済エリアにドロップされ、その救済エリアに止まらなければならない。

3. 異常なコース状態(規則 16)

(1)修理地

a)修理地は青杭を立て白線をもってその限界を標示する。

b)張芝の継ぎ目；ローカルルールひな型F-7を適用する。

(2)動かさない障害物

a)白線の区域と動かさない障害物がつながられている場合、ひとつの異常なコース状態として扱われる。

b)人工の表面を持つ道路に隣接しているU字排水溝はその道路の一部として扱う。

c)電磁誘導カート用の2本の軌道の間は、全幅をもってカート道とみなし、球がその上にある場合に限り、救済を受けなければならない。

(裏面に続く)

4. プレーの中断(規則 5.7)

次の信号がプレーの中断と再開に使われる：

- (1) 即時中断　：1回の長いサイレン【差し迫った危険がある場合など】
- (2) 通常の中断　：連続する3回のサイレン【日没やコースがプレー不能など】
- (3) 再　　開　　：連続する2回のサイレン
- (4) 上記の他に本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。

注：危険な状況のためにプレーを即時中断する場合、すべての練習区域は委員会がプレーを再開するまで閉鎖される。閉鎖された練習場で練習するプレーヤーには練習をやめるよう勧告し、それでも練習をやめない場合は失格となることがある。

5. 練習(規則 5.2)

- (1) ストロークプレーのラウンド前、またはラウンドとラウンドの間

ローカルルールひな型 1-1.2 を適用し、規則 5.2b は次の通り修正される：

「ラウンド前やラウンドとラウンドの間に、プレーヤーは競技コースで練習してはならない。」

規則 5.2 の違反の罰：規則 5.2 の罰則規定を参照。

例外：プレーヤーは競技日に練習用に用意されているコース内のすべての練習区域を練習のために使うことができる。

- (2) 終了したばかりのパッティンググリーン上やその近くで練習することを禁止する。

ローカルルールひな型 1-2 を適用し、規則 5.5b は次のように修正される：

「2つのホール間のプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない」

- ・終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストローク行う。または
- ・終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球をころがすことによってパッティンググリーン面をテストする。

◎注意事項◎

1. 競技の条件またはローカルルールに追加、変更のある時は、掲示板に掲示して告示する。
2. 競技者は指定のスタート時刻の10分前には所定のティーイングエリア付近に待機すること。
3. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあげないように注意すること。
4. 9ホール終了後、プレーの遅延にならない限りクラブハウスに立ち入ることができるが、次のスタートに遅れないようにすること。
5. 当日欠席の選手が出た場合、組合せの変更をする事がある。
6. ショートホールにてコールオン方式を採用することがあります。その際は競技委員の指示に従って下さい。
7. 競技委員会は天候等の状況により、競技を短縮することがある。
8. コース内では携帯電話の電源を切るかマナーモードにし、緊急及びルーリングの照会以外での使用を禁止する。
9. 競技当日のスタート前の練習は指定練習場にて行い、打ち放し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1箱(24球)を限度とする。
10. 危険防止のため、着帽のこと。
11. 無断欠場の場合、来年度の当該競技への出場を停止する。

競技委員長 池田 宗雄

◎大会役員◎

- 《会　　長》 松尾 倫男
《副 会 長》 新田 英夫、有澤 寛、竹下 三郎
《顧　　問》 岩谷 義夫、久保田 一郎、千家 隆比古、又賀 航一、竹内 繁蔵、宮内 義彦
《競技委員長》 池田 宗雄
《競技副委員長》 落合 節子、富永 寛
《競 技 委 員》 渡部 紀美、竹中 英一、中里 三郎、郷原千代吉、吉田 尚弘、藤井 照久、榎 博吉、井上 堅、
荒川 賢吉、永井 克正、斉藤 洋二、今田 修二、佐々木義文、的場 秀夫、坂根 国博、
上手 喜博
《運営委員長》 安川 雄紘
《運営副委員長》 柳田 雅彦
《運 営 委 員》 舟木 貴志夫、澤津 浩二、白木 賢司、榎 智恵
《大会事務局》 金城カントリークラブ

浜田市金城町今福 1502-2 TEL 0855-42-1111 FAX 0855-42-1114
島根県ゴルフ協会

松江市殿町 386 三喜ビル 3F 西 TEL/FAX 0852-24-5672

以 上